目次

Ⅰ 振動障害予防総合対策の推進
振動障害予防対策の推進について
１．基本的な考え方
２．振動障害予防推進計画の策定
（１）振動工具の製造事業者、輸入事業者等に対して
（２）振動工具の使用事業者等に対して
３．振動工具一覧
（１）ピストンによる打撃機構を有する工具
（２）内燃機関を内蔵する工具
（３）振動体内蔵工具
（４）回転工具
（５）その他
４．振動工具管理責任者の選任と職務
（１）選任
（２）職務
５．安全衛生推進者等の選任と職務の徹底
６．健康診断の充実
７．安全衛生教育の徹底

振動工具の「周波数補正振動加速度実効値の 3 軸合成値」の測定、表示について
１．周波数補正振動加速度実効値の 3 軸合成値とは
２．周波数補正振動加速度実効値の 3 軸合成値の測定・算出方法
（１）振動加速度実効値の測定方法（単軸）
（２）周波数補正
（３）周波数補正振動加速度実効値の 3 軸合成値
３．表示など
（１）振動工具本体への表示
（２）取扱説明書などへの記載
４．点検・整備等の時期等の表示

Ⅱ チェンソー使用による身体に著しい振動を与える業務

チェンソー取扱い作業等について

１．チェンソーの防振対策について

（１）チェンソーの振動発生源

（２）ハンドルの防振方法

（３）ハンドル等の防振効果

２．チェンソーの選定について

（１）選定方法

３．チェンソーの規格

（１）振動の限度

（２）振動加速度測定方法

（３）ハンドガード

（４）キックバックによる危険防止装置

（５）表示

（６）騒音レベルの測定方法

４．チェンソーの点検・整備

（１）チェンソーの点検・設備について

振動工具自主点検表（チェンソー用）

５．チェンソーの取り扱い要綱　～チェンと目立て～

（１）チェン各部の名称

（２）チェンの取り扱い

（３）チェンの点検

（４）目立て

（５）チェンの故障と対策の早見表

６．チェンソーの取り扱い要綱　～油と修理など～

（１）目的

（２）燃料及び潤滑油の取り扱い

（３）のこ部の取付け

（４）指導

（５）運転

（６）切断

（７）故障の排除

（８）修理および整備

７．チェンソー作業の作業時間の管理及び進め方

（１）日振動ばく露量 A(8)の求め方　～1 日 8 時間の等価振動加速度実効値～

（２）日振動ばく露量 A(8)に基づく措置

（３）作業計画と指示

作業計画書

８．チェンソーの使用上の注意

（１）チェンソーの使用上の注意

９．作業上の注意

（１）作業上の注意

10. 体操などの実施

11. 通勤の方法

12. その他

（１）設備の設置と教育等

作業環境設備等について

１．休憩施設の設備について

２．保護具の使用等について

３．林業における快適職場形成

安全衛生教育について

１．チェンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育について

（１）教育カリキュラム

（２）教材

（３）講師

（４）対象人数

（５）修了証の交付など

２．造林作業の作業指揮者等安全衛生教育

（１）目的

（２）対象者

（３）実施者

（４）実施方法

（５）修了の証明など

チェンソー取扱作業指導員について

１．チェンソー取扱作業指導員の設置

（１）チェンソー取扱作業指導員（指導員）の設置

（２）委嘱

（３）任期

（４）報酬

（５）発令手続

（６）健康管理及び安全対策

（７）災害補償

（８）活動状況報告

（９）その他

２．チェンソー取扱作業指導員の職務

（１）指導員の職務

（２）報告と指示

（３）チェンソー取扱作業指導員指導報告書の提出

（４）職務遂行における遵守

チェンソー取扱作業指導員指導報告書

緊急連絡体制について

１．緊急連絡時の教育訓練

（１）教育内容

２．林業の作業現場における緊急連絡体制の整備

（１）緊急連絡対象作業

（２）緊急時における連絡体制等の整備

（３）作業開始前の連絡の方法の確認など

（４）作業現場における安全の確認など

（５）労働災害発生時の連絡など

Ⅲ 振動工具（チェンソー等を除く）の取り扱い等の業務

チェンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策

１．振動工具の対象業務の範囲

（１）対象業務範囲

（２）チェンソー以外の具体的な振動工具

２．振動工具の選定基準

（１）振動工具の選定基準その１

（２）振動工具の選定基準その２

３．振動作業の作業時間の管理

（１）日振動ばく露量 A(8)の求め方　～1 日 8 時間の等価振動加速度実効値～

（２）日振動ばく露量 A(8)に基づく措置

（３）作業計画と指示

作業計画書

４．工具の操作時の措置

（１）工具の操作方法

（２）作業方法について

（３）振動工具の支持について

（４）被加工物の支持について

５．たがね等の選定及び管理

６．圧縮空気の空気系統について

７．点検・整備

振動工具自主点検表（チェンソー以外用）

８．作業標準の設定

９．施設の整備

（１）休憩設備等について

（２）衣服等の乾燥設備について

10. 保護具の支給及び使用

（１）防振保護具について

（２）防音保護具について

11. 体操の実施

12. 安全衛生教育の実施

（１）振動業務に従事者に対する安全教育

（２）刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育

13. 林業における刈払機使用に係る安全作業指針

（１）作業計画の作成等

（２）刈払機の選択等

（３）作業上の注意点

（４）刈払機の取り扱いの注意点

（５）刈払機の点検

（６）一般的留意事項

Ⅳ 健康管理

１．健康診断対象者と振動業務

（１）健康診断対象者

（２）健康診断対象振動業務

（３）特殊健康診断実施の対象業務とはしない振動工具

２．健康診断の時期

（１）健康診断の区分と時期

３．健康診断の内容～チェンソー取り扱い業務～

（１）第１次健康診断

（２）第２次健康診断

（３）追加検査内容

４．健康診断の内容～チェンソー以外の振動工具取り扱い業務～

（１）第１次健康診断

（２）第２次健康診断

（３）追加検査内容

職歴調査～チェンソー取扱い業務用～

職歴及び業務調査票～チェンソー及びその他振動工具取扱業務用～

自覚症状調査票～チェンソー及びその他振動工具取扱業務用～

振動障害健康診断個人票～第１次健康診断用～

振動障害健康診断個人票～第２次健康診断・追加検査用～

５．健康診断の実施手技

（１）筋力・運動検査

（２）末梢循環機能検査

（３）末梢神経機能検査（感覚検査）

（４）その他の検査

（５）検査実施上の留意点

６．総合判定

（１）第１次健康診断における総合判定

（２）第２次健康診断、追加検査における総合判定

７．医師の意見

（１）意見を聴く医師等

（２）意見を聴く医師等に対する情報提供

（３）意見内容

８．総合判定と医師の意見　～第１次健康診断の判定の一例として～

（１）第１次健康診断の判定方法

（２）医師の意見　～意見の一例として～

９．健康管理区分の決定

（１）管理Ａ

（２）管理Ｂ　（要注意）

（３）管理Ｃ　（要治療）

（４）健康診断と健康管理区分との関係図

10．健康診断の記録の保管

11．健康管理区分に基づく事後措置

（１）管理Ａの者

（２）管理Ｂの者

（３）管理Ｃの者
（４）配置時の措置など
12. 予防
（１）作業時間
（２）作業方法
（３）個人対策
（４）健康教育
13. 都道府県労働基準監督署への提出
（１）指導勧奨による特殊健康診断結果報告書（監督署の書類）の記入の仕方
（２）チェンソー等取扱作業者の特殊健康診断通知書の記入の仕方
指導勧奨による特殊健康診断結果報告書
チェンソー等取扱作業者の特殊健康診断通知書
14. 振動障害健康診断の巡回健康診断実施マニュアル～モデル用～
（１）はじめに
（２）健康診断対象者
（３）健康診断の時期
（４）健康診断の内容
（５）個人票の発送等
（６）実施
（７）実施にあたり注意点
振動障害健康診断における事業者へのお願い
（８）結果処理
（９）指導勧奨による特殊健康診断結果報告書の作成
（10）チェンソー等取扱作業者の特殊健康診断通知書の作成
（11）結果の発送

Ⅴ 振動障害の補償対策
１．業務上外の認定
（１）認定における留意点
（２）振動障害の認定基準
（３）振動業務の範囲について　～認定基準の適用対象業務範囲～
（４）認定要件等
２．療養
３．保険給付の管理と適正化
（１）適正給付の管理の実施について　　～各都道府県労働基準局の管理～
４．林業労働者に係る振動障害の補償等の取扱と対策について
（１）林業労働者の健康管理と労災補償の適正迅速化
（２）振動障害補償対策
５．社会復帰対策の推進について
（１）社会復帰指導の実施
（２）社会復帰援護制度の積極的な周知及び活用
（３）関係行政機関等との連携

Ⅵ 振動障害の療養と治療
１．振動障害の治療の指針
（１）振動障害の病像
（２）症度区分
（３）治療
文献